

空き家残置物撤去補助金

【対象空き家】 認定申請日時点において、次のいずれかに該当する空き家（区分所有建物の空き室も含む。）

- ①市内にあり、1年以上使用されていない床面積の2分の1以上が住宅として使用されていたもの
- ②春日井市空き家・空き地バンクに登録されているもの
- ③令和6年3月31日までに、所有者が市へ情報提供同意書を提出しているもの

【対象者】 次のいずれにも該当する個人

- ・ 空き家を売却、賃貸する所有者又は購入、賃借する者
- ・ 残置物の撤去を所有者から同意を得ている者（残置物の所有者でない場合）
- ・ 残置物の撤去を他の相続人から同意を得ている者（残置物の所有者が死亡しており、かつ、申請者の他に相続人がいる場合）
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

【対象経費】 空き家の残置物撤去に係る経費のうち、次に掲げる経費

- ・ 残置物の整理及び分別にかかる費用
- ・ 特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金
- ・ 残置物の収集運搬費用（一般廃棄物収集運搬業者に依頼する場合に限る。）

※ 事業者に依頼した経費のみが対象です。（自身で行った片付け費用は対象外）

※ 残置物撤去にかかった費用から買取金額分を差し引いた金額が対象経費です。

【補助金額】

- ・ 対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、100,000円を限度とする。
（補助金額に1,000円未満の端数が乗じた場合は切り捨て）

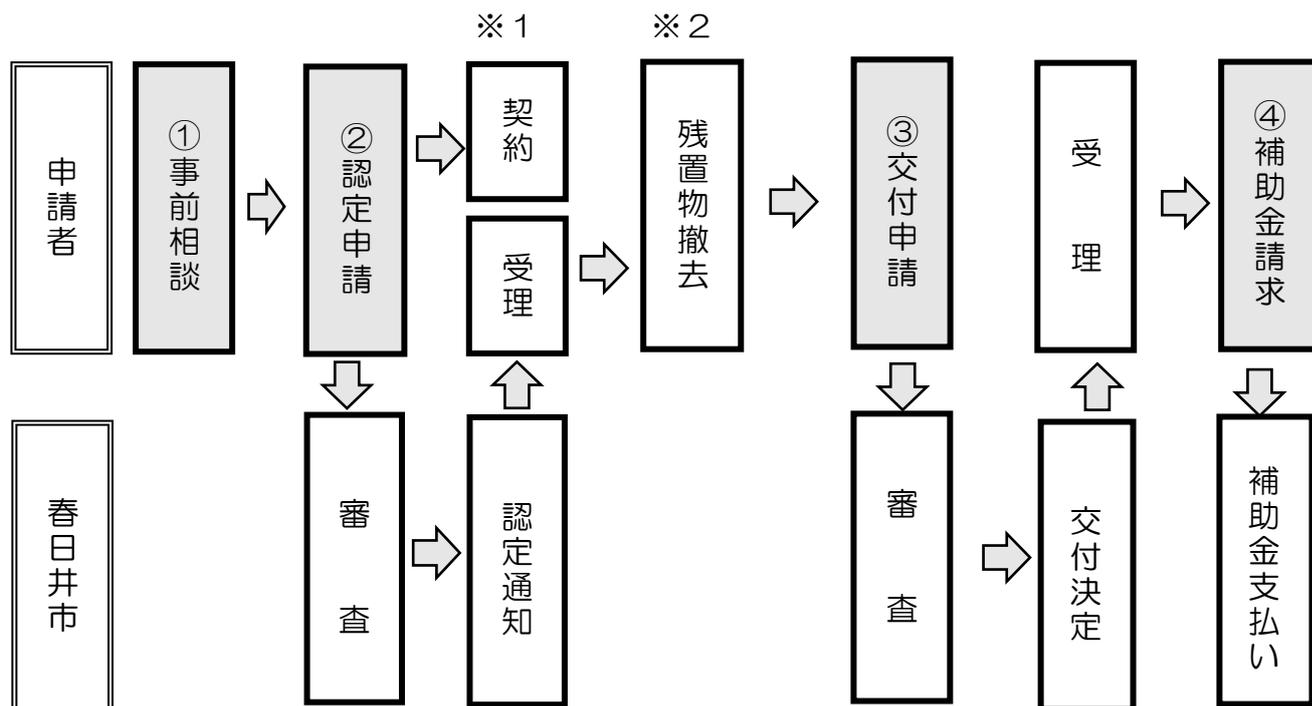
【方法】

- ・ 売買等契約及び残置物の撤去契約前に認定申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※令和6年3月31日までに、所有者が市へ情報提供同意書を提出している空き家においては、売買等契約及び残置物の撤去契約後でも認定申請をできます。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

◆ 手続きフロー図



※1 契約日（空き家の売買等契約、残置物撤去の契約は、認定申請を市が受付した日）の翌日以降から締結できます。

※2 残置物撤去は、認定通知日の翌日以降から着手できます。

◆ ①事前確認

1 補助の対象となる空き家かどうかの確認

- (1) 補助金交付の対象となる空き家かどうか確認をしてください。
- (2) 必要に応じ、共有者や他の権利者などの同意を取ってください。

2 補助の対象となる補助事業の確認

次の事項を確認し、補助金を申請するか検討してください。

- (1) 暴力団員又は暴力団関係者が関与する事業でないこと
- (2) 補助対象者が残置物の所有者でない場合は当該残置物の所有者が撤去に同意していること。
- (3) 残置物の所有者が死亡している場合であって、申請者の他に相続人がいる場合にあっては、当該残置物の撤去について、他の相続人の同意を得ていること。

※1 春日井市老朽空き家解体費補助金と重複して補助金は受けることはできません。

※2 補助対象者は、空き家1戸につき、1人とし、1回限りとします。

◆ ②認定申請（売買等及び残置物の撤去契約前）



1 認定申請書の提出について

「①事前確認」を確認し補助金の申請を希望する方は、売買等及び残置物の撤去契約前に、市に次の書類を提出して下さい。

- (1) 認定申請書(第1号様式)
- (2) 空き家の使用状況報告書(第2号様式)[※]
※市が過去1年分の水道使用量を確認するため、水道契約者の方に空き家が1年以上使用されていないことの確認欄に署名をもらう必要があります。
- (3) 誓約書(第3号様式)
- (4) 空き家の登記事項証明書等の所有者が確認できる書類の写し
- (5) 残置物撤去前の室内の写真（撮影日が分かるもの）
- (6) 市長が必要と認める書類（必要な場合に限る。）

◆ ③残置物撤去、売買契約

1 残置物撤去の実施について

市から認定通知書(第3号様式)を受け取り後、残置物撤去を実施してください。

◎認定通知前に残置物撤去を行うと補助対象外となります。売買等及び残置物の撤去契約は、市が認定申請を受付した翌日以降に締結できます。

※ 残置物撤去完了後、当該残置物撤去部分の写真を撮影してください。

◆ ④交付申請（実績報告）（売買契約、残置物撤去完了後）

1 交付申請書の提出について

残置物の撤去完了日又は売買等契約の締結日のいずれか遅い方から起算して30日を経過する日もしくは当該年度の3月31日(土日祝日の場合は、直前の平日)のいずれか早い日までに、市に次の書類を提出してください。

- (1) 交付申請（第9号様式）
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) 請求書の写し（経費の内訳が分かるもの）
- (4) 領収書等の支払った金額が確認できる書類の写し
- (5) 残置物撤去後の室内の写真（撮影日が分かるもの）
- (6) 補助対象空き家の売買又は賃貸借に係る契約書の写し
- (7) 市長が必要と認める書類（必要な場合に限る。）

◆ ⑤補助金の請求（交付決定通知を受け取り後）

1 請求書の提出について

市から交付決定通知書(第10号様式)を受け取り後、速やかに市に請求書(第11号様式)を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みます。市から振込日等の通知は行いませんので、通帳等で入金を確認してください。

◆ よくある質問

対象経費について

1 事業者に依頼する前に自身である程度片付けました。その際に購入したゴミ袋やビニールテープなどの資材の費用は、補助対象経費となりますか？

⇒ 対象となりません。事業者に依頼した経費のみが対象となります。

2 残置物の撤去に20万円かかりましたが、その際、有価物があり5万円で買い取りしてもらえました。補助対象経費はいくらとなりますか？

⇒ 残置物撤去に要した費用（20万円）から買取金額（5万円）を差し引いた金額（15万円）が補助対象経費となります。なお、補助金額は、7.5万円となります。

《申請・お問い合わせ》
春日井市まちづくり推進部
住宅政策課空き家対策担当（市役所9階）
☎0568-85-6572